

消防職員の懲戒処分について

- 1 被処分者 加古川市東消防署 主任 36歳 男性
- 2 処分内容 停職3箇月
- 3 処分年月日 令和3年5月14日
- 4 非違行為の概要

当該職員は、令和3年4月18日（日）午前7時3分頃、通勤途上の神戸市東灘区本山南町6丁目8番先路上において、自家用車を運転しながらスマートフォンを操作したことで普通自動二輪車に追突し、運転者である20歳代の男性に重傷を負わせた。その後現場に駆け付けた警察官により過失運転致傷の容疑で現行犯逮捕された。

以上のような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第33条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により当該職員を停職3箇月の懲戒処分とした。
- 5 その他 当該職員を管理監督する立場にあった4名の職員を同日付で口頭厳重注意とした。